

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現行	
別表第1		別表第1	
機 関	事 務	機 関	事 務
区長	1～1の3 [略]	区長	1～1の3 [略]
	2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	3～14 [略]		3～14 [略]
	15 <u>墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱</u> （平成27年3月31日26墨福障第1930号）による介護者支援事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの		15 <u>墨田区重症心身障害児（者）介護者支援事業実施要綱</u> （平成27年3月31日26墨福障第1930号）による介護者支援事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの
	16 [略]		16 [略]
	17 <u>削除</u>		17 <u>墨田区居宅介護サービス利用支援事業助成要綱</u> （平成13年5月11日13墨福高介第12号）による居宅介護サービスの利用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	18～34 [略]		18～34 [略]
教育委員会	[略]	教育委員会	[略]
別表第2	[別紙のとおり]	別表第2	[別紙のとおり]
別表第3	[別紙のとおり]	別表第3	[別紙のとおり]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。